

## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【初診時 月に1回】	マイナ保険証利用あり . . . 1点	マイナ保険証利用なし . . . 3点
【再診時 3か月に1回】	マイナ保険証利用あり . . . 1点	マイナ保険証利用なし . . . 2点

○上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

○公費負担医療制度（福祉医療費受給者証、自立支援医療受給者証〔更生医療〕、特定疾病療養受療証、特定医療費〔指定難病〕受給者証など）をご利用中の方につきましては、各種証書のご提示は引き続き必要となります。